

ご存知ですか？

取引において、同和地区の所在を調べたり、教えたりすれば、行政指導の対象となります。

宅地建物取引業人権推進指導員 養成講座 が 八尾市文化会館 (プリズムホール) で 臨時開催！

大阪府では「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」に新たに人権の項目を加え、平成23年1月1日に施行しました。

この講座では、基準に規定されている「人権問題」について、詳しく解説するとともに、取引において理解しておかなければならない事例を説明します。

宅地建物取引業に携わられる皆様には、

この機会に是非とも **養成講座をご受講下さい。**

- 日 時 平成23年9月7日(水) 午前10時～午後4時まで
- 会 場 八尾市文化会館 プリズムホール 4F 会議室 1
八尾市光町2-40 TEL 072-924-5111
近鉄八尾駅下車 200m 徒歩5分(公共交通機関のご利用をお願いします。)

9月7日以外でも、養成講座は開催しています。

- 開催年月日 偶数月の第一水曜日 午前10時～午後4時まで
- 会 場 全日大阪会館 4階 (大阪市中央区谷町1-3-26)

推進指導員を設置すると…

- 認定証とステッカーが交付されます。
- ステッカーを事業所の入口に貼っていただき、「人にやさしい宅建業者」として、お店のイメージアップを図って下さい。
- 養成講座と、次の研修会の一つ以上に参加された方を「宅地建物取引業人権推進指導員」に認定させていただきます。
 - ① 業界団体で実施しているブロック別研修の「人権啓発」の講義
又は、大阪府が実施する「営業保証金供託宅地建物取引業者
並びに宅地建物取引業新規免許業者研修会」
 - ② 市区町村で実施している人権研修

お申込み方法

- 別添の申込書に必要事項を記入し、(市役所の担当窓口)あてお申し込み下さい。
- その他、詳しくは、大阪府の「宅地建物取引業とじんけん」のホームページをご覧ください。
< <http://www.pref.osaka.jp/kenshin/sido-jinken/index.html> >

お問い合わせ先

(東大阪市人権文化部人権室人権啓発課)

TEL (06)4309-3000 内線 2511



H23年度人権推進指導員養成講座・申込票

(申込書送付日：平成 年 月 日)

免許証番号	・ 知事 () 第 号 ・ 大臣	
商号・名称		
事務所所在地 電話番号	〒 TEL:	
受講者氏名		
所属団体・支部名 (該当する団体の□欄をチェックし、支部名をご記入下さい。 (複数可)。 ただし、複数の団体に所属している業者の方は、二重に申し込まないで下さい。	名 称	所属支部名
	<input type="checkbox"/> (社) 大阪府宅地建物取引業協会 <input type="checkbox"/> (社) 全日本不動産協会大阪府本部 <input type="checkbox"/> (社) 大阪住宅産業協会 <input type="checkbox"/> (社) 関西住宅宅地経営協会 <input type="checkbox"/> (社) 日本住宅建設産業協会関西支部 <input type="checkbox"/> (社) 大阪土地協会 <input type="checkbox"/> (社) 不動産協会関西支部 <input type="checkbox"/> その他 ()	() () () () () () () ()
参加申込み	講 座 開 催 日	受講希望欄
臨時開催 ・ 会場：八尾市文化会館 (八尾市光町2-40)	平成23年 9月 7日 (水曜日)	
上記以外の養成講座は「偶数月の第1水曜日に」開催しています。 ・ 開催時間は、10時～16時まで ・ 会場：全日大阪会館 (大阪市中央区谷町1-3-26) 講座開催日のうち、受講希望日の右欄に「○」印を付けて下さい。	平成23年 8月 3日 (水曜日)	
	平成23年10月 5日 (水曜日)	
	平成23年12月 7日 (水曜日)	
	平成24年 2月 1日 (水曜日)	

- ※ 受講料は無料です。
- ※ お申込頂いたものにつきましては、こちらから改めて受講決定のご連絡は致しませんので、当日、直接、会場にお越し下さい。
- ※ 先着順でそれぞれ定員になり次第、申込みを締め切ります。
 なお、定員がオーバーした場合は、こちらから、その旨、お申込者へご連絡させていただきます。
- ※ この申込票は、「宅地建物取引業人権推進指導員制度」における「人権推進指導員養成講座」の申込者を特定する目的にのみ使用します。